

# 別紙 3

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示案の概要

令和元年 5 月  
総務省大臣官房個人番号企画室

## 1. 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

## 2. 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）における条の移動等に伴い、所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律の施行の日

○ 総務省告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第 八十五号）第四十一条の二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三

項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項（平成二十七年総務省告示第四百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	招 申 憲		招 申 暈
1	特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第40条第2項第5号（省令第40条第3項において準用する場合を含む。）、第41条第1項第5号及び第46条第3項第2号（これらの規定を省令第48条において準用する場合を含む。）の総務大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。	1	特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）第44条第2項第5号（省令第44条第3項において準用する場合を含む。）、第45条第1項第5号及び第46条第3項第2号（これらの規定を省令第48条において準用する場合を含む。）の総務大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。
2	法第21条第2項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知の有効期間 省令第41条第1項第4号（省令第48条において準用する場合を含む。）の総務大臣が定める期間は、30日間とする。	2	法第21条第2項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知の有効期間 省令第45条第1項第4号（省令第48条において準用する場合を含む。）の総務大臣が定める期間は、30日間とする。
3	取得番号とすべき番号 省令第41条の2（省令第48条において準用する場合を含む。）の取得番号とすべき番号は、法第21条の2第1項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定による情報提供用個人識別符号の取得を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。	〔新設〕	
4	〔略〕	3	〔同左〕
	備考　表中の〔 〕内記載及び対象規定の「重複線を立った罫記部分を斜め削除して立った傍線は注記である。		

## 附 則

この告示は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第  
月 日）から施行する。

号）の施行の日（令和元年